家族信託コンサル マスター講座

トリニティグループ

代表　磨和寛

Introduction

企業概要

トリニティグループ

名称	トリニティグループ（グループ総称）
本店	東京都港区新橋2-1-1山口ビルディング９階
創業	2009年7月1日
代表	磨和寛（みがきかずひろ）
グループ企業	司法書士法人トリニティグループ
	弁護士法人トリニティグループ
	行政書士法人トリニティグループ
グループ構成員	約60名
グループ年商	4.2億円（2019年度） 5.1億円（2020年度予想）
事業内容	家族信託を軸にした各種のコンサルティング
ミッション	法的サービスで安心のある世界をつくる

Introduction
代表者紹介

磨和寛（Migaki Kazuhiro）

1979年東京生まれ/高校時代からバンド活動に熱中/1998年
立教大学入学～バンド活動専念し休学→復学し2004年卒業

2009年　トリニティグループ創業
2013年　司法書士法人トリニティグループ設立 代表社員に就任
2015年　行政書士法人トリニティグループをグループ内に設立
2019年　弁護士法人トリニティグループをグループ内に設立
2020年　トリニティ・テクノロジー(株)設立 代表取締役 就任

＜著書／メディア＞

（2019/秀和システム）

（2019/日経新聞社）

（2020/法令出版）

今までの相続対策

①相続税対策（節税対策）
②納税資金対策
③争続対策

ここにもう一つ
新たな対策として加わった
認知症対策

Problem

2025年問題と認知症

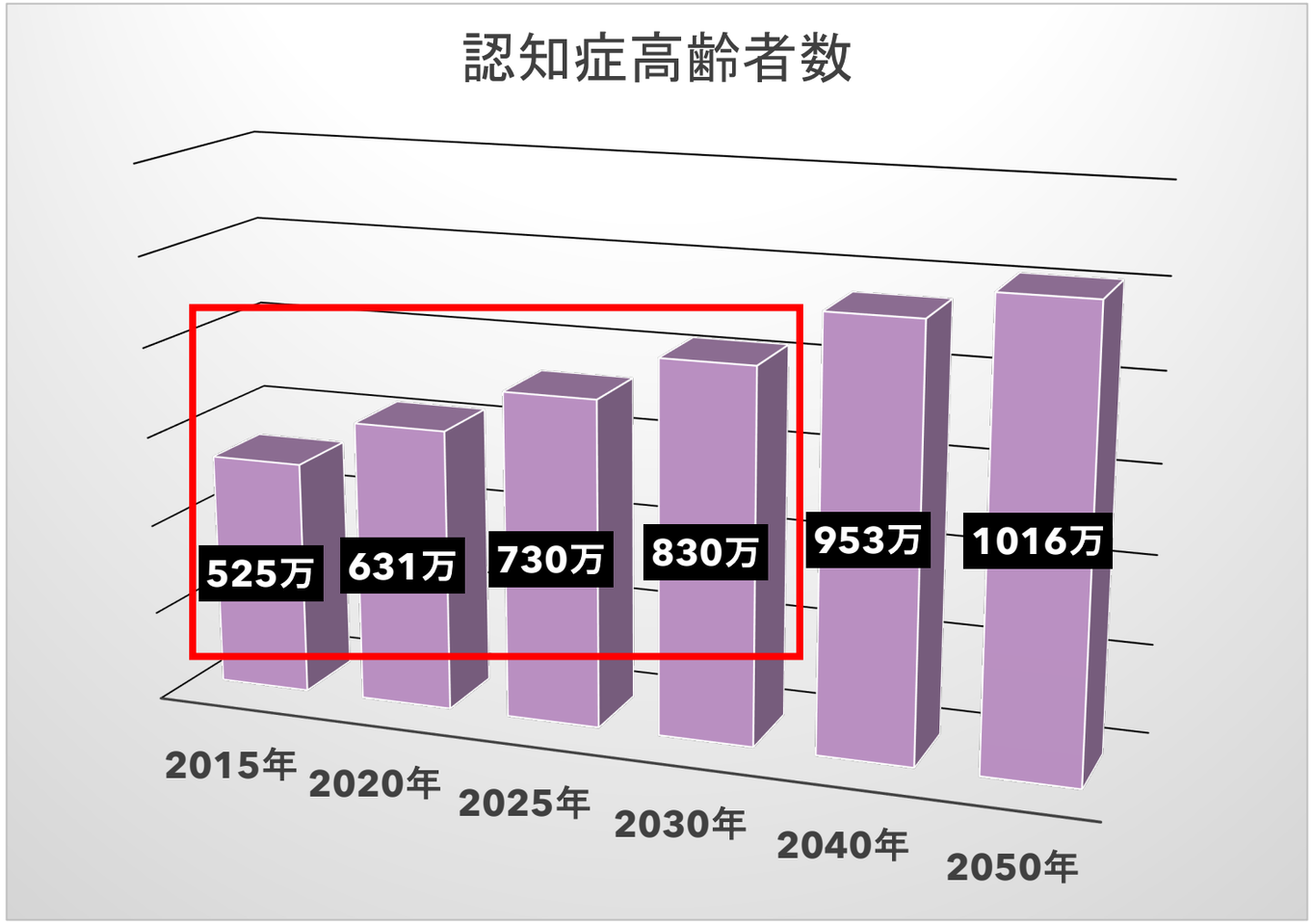

厚生労働省資料（認知症の人の将来推計について）より集計
同資料のリンク https://www.mhlw.go.jp/content/000524702.pdf

2016-2030年の15年

認知症高齢者は
5年ごとに100万人増加

2050年には
1000万人を超える

日本人の10人に1人
が認知症高齢者になる

Problem

2025年問題と認知症

日本経済新聞
日曜版
NIKKEI
2018年8月26日

認知症患者、資産200兆円に

30年度 マネー凍結懸念 対策急務

認知症患者が保有する金融資産が増え続けている

個人資産全体に占める割合

全銀協などが考えた預貯金モデル

日本経済新聞　2018年8月26日朝刊第１面

国民の総資産の10.4%
認知症患者の資産になる

認知症になると

銀行口座の凍結

資産の売買もできない

生活全般に大きく支障
日本経済全体に打撃

日本経済新聞 日曜版 NIKKEI 2018年(平成30年) 8月26日 日

認知症患者、資産200兆円に

30年度 マネー凍結懸念 対策急務

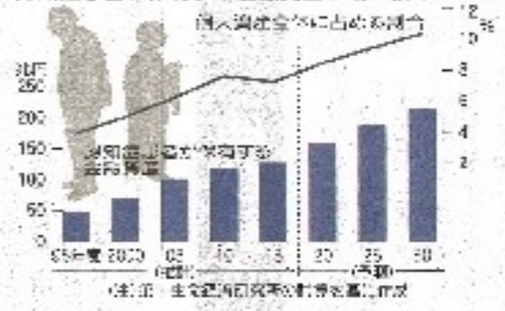

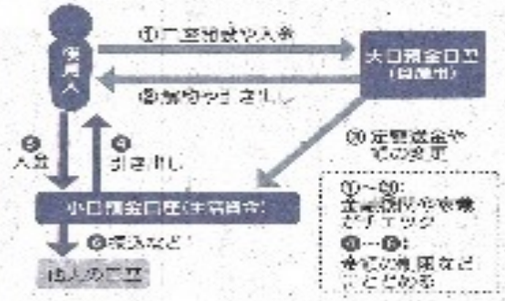

認知症対策マーケット

意思無能力のリスク

①不動産などの売却できなくなる。
→介護資金が準備できない・・・

②銀行口座からまとまったお金をおろせない。
→事実上の口座凍結状態になってしまう。

③相続税対策ができない

④会社の株主として議決権行使・M &Aができない。
→会社の経営/事業承継が止まってしまうリスク。

直近の銀行業界の動き

認知症の高齢者の「代理人」 取り引き可能に 大手銀行が開始
2021年3月22日 12時05分　　NHKニュースより

認知症で預金の引き出しなどが難しい高齢者に代わって、親族を「代理人」に指定して金融機関で取り引きできるようにする取り組みが大手銀行で始まりました。

金融大手の三菱UFJフィナンシャル・グループは、傘下の銀行や証券会社で、認知症の高齢者などに代わって取り引きを行う代理人を、事前に指定できる手続きを22日から始めました。

代理人は原則として本人の親族とし、医師の診断書などで本人が取り引きできないと確認できた場合に限って、預金の引き出しや株式の売却などを行うことができます。

直近の銀行業界の動き

本人の意思が確認できない場合は原則、預金の引き出しなどはできず、金融機関は「成年後見制度」を利用して、法的な代理人となって取り引きするよう求めています。

しかし、手続きに手間や費用がかかり広がっていないため全国銀行協会は、先月、医療費の支払いで預金の引き出しが必要な時などにかぎり、手続きをとれば法的な代理人でなくても取り引きできるようにする指針をまとめました。

三菱UFJ銀行の井住和正上席調査役は「今後、高齢者の5人に1人が認知症になるという試算もあり代理人のニーズは高まっていく。法的な制度だけでなく、金融サービスとして補完していく必要がある」と話しています。

意思無能力のリスク

法律行為

例）不動産の売却
遺産分割
相続税対策

手続き

例）預金の管理
登録の申請
養子縁組

すべて、**意思能力**が必要

Solution

家族信託の仕組み

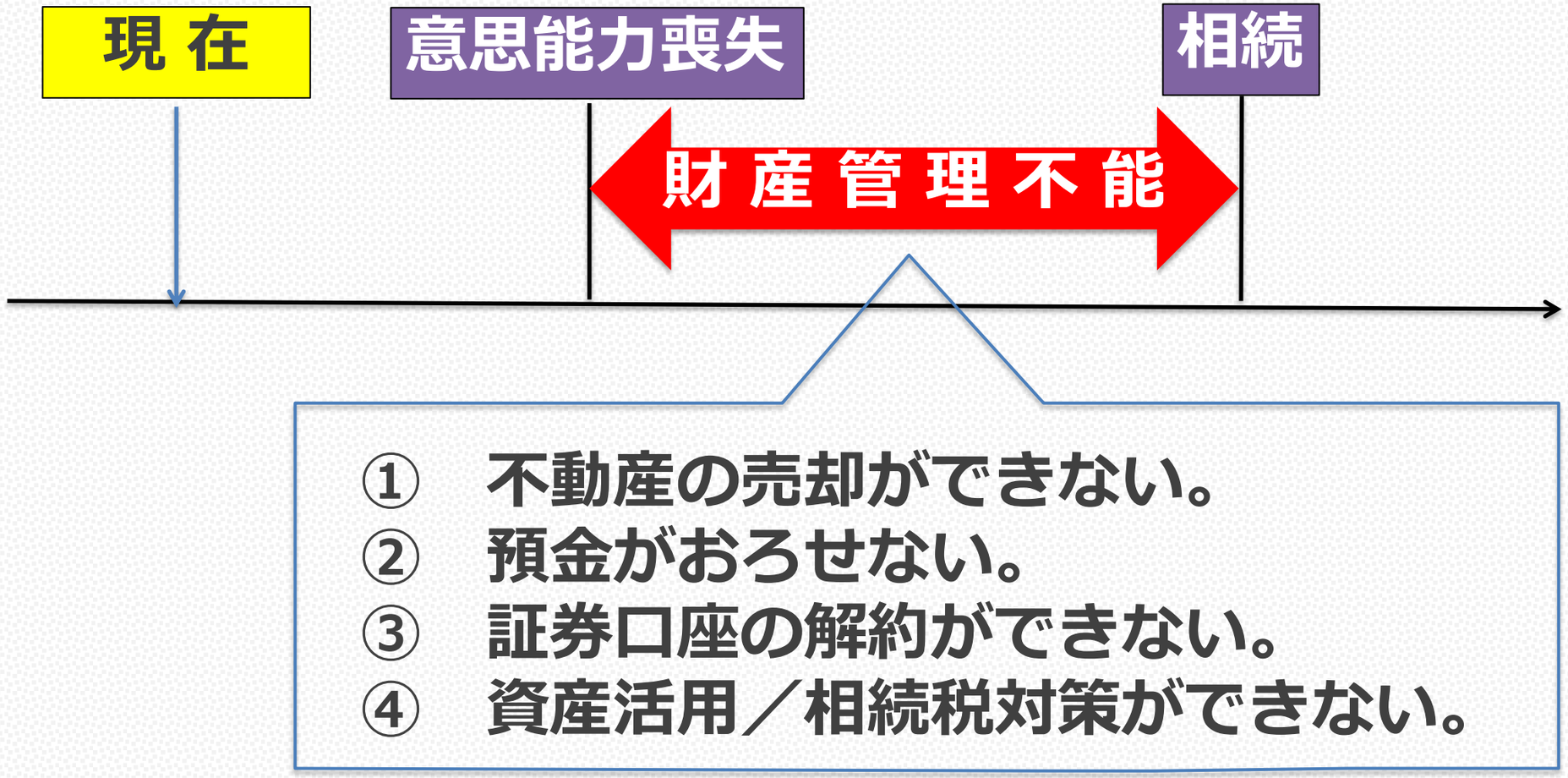

家族信託の仕組み

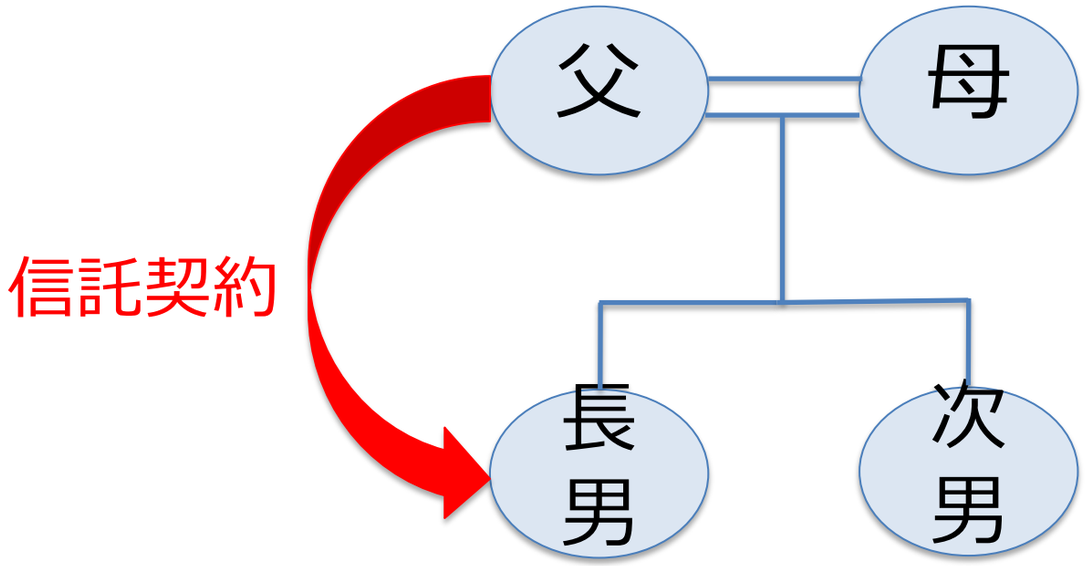

父名義

長男名義

①財産の名義が長男に変わる。
②長男の判断で財産の管理・活用する。

表　題　部　（土地の表示）		調製	平成１３年１１月２２日	不動産番号	[redacted]
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所　在	[redacted]市[redacted]八丁目			余白	
①　地　番	②地　目	③　地　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
[redacted]	宅地	[redacted]		余白	
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年１１月２２日	

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日 第[redacted]号	原因　平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日相続 所有者　[redacted]市[redacted] 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１３年１１月２２日
2	所有権移転	平成３０年３月[redacted]日 第[redacted]号	原因　平成３０年３月[redacted]日信託 受託者　[redacted]市[redacted]
	信託	余白	信託目録第４号

普通預金通帳
店番号
口座番号
委託者
信託口 様
横浜銀行
Bank of Yokohama

★成年後見制度

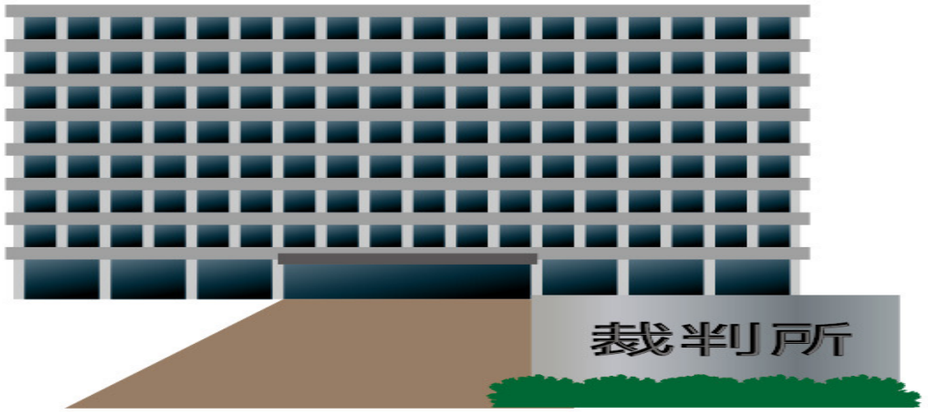

①申立て

②選任

③監督

④報告

⑤後見

ご親族

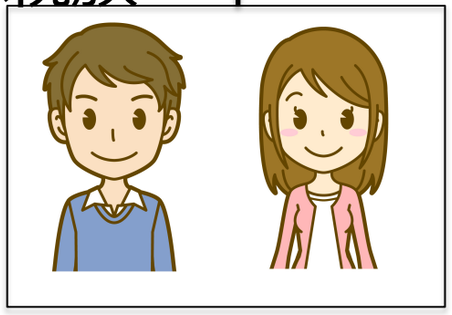

ご本人

後見人（弁護士・司法書士）

★成年後見の３大デメリット

①専門職の後見人がつき（6-７割が専門職後見人）
家族と対立関係になることがある。

②専門職後見人の場合、継続の費用がかかる
（財産額５０００万円まで月２万～、５０００万以上月５－６万）

③財産の管理が制約的になる。
　ex.孫への贈与、自動車の買い替え等

通常の成年後見以外に、

任意後見制度というものがあるが、

任意後見制度ではどこまで財産管理ができるだろうか？

★任意後見

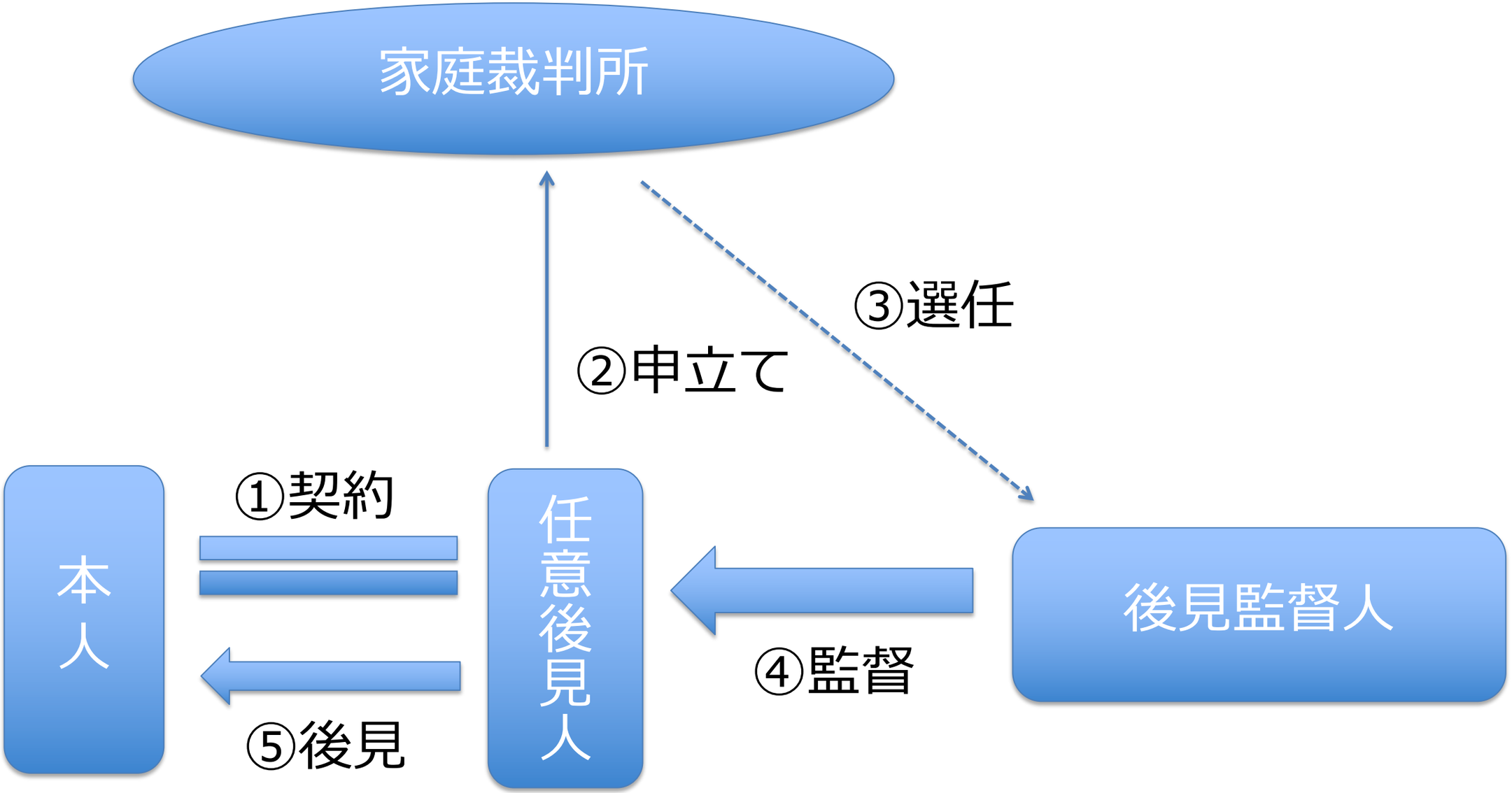

★任意後見の特徴

原則は「契約自由の原則」が適用

ただその立法趣旨等から、全て自由にできるわけではない。

→制限がかかる

任意後見契約法
（本人の意思の尊重等）
第六条　任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（任意後見人の解任）
第八条　任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

（後見、保佐及び補助との関係）
第十条　任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができる。
３　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

①自宅の建替えや売却が必要な方

②土地活用や相続税対策が必要な方

③中小企業の経営者

後見制度を使ってしまうと
事実上の資産凍結状態となってしまう。

家族信託をしておけば、裁判所の関与なく、

契約の内容に従い受託者の判断で財産の管理できます。

家族信託をしておけば
【資産の凍結】を防げる！！

委託者

財産の持主

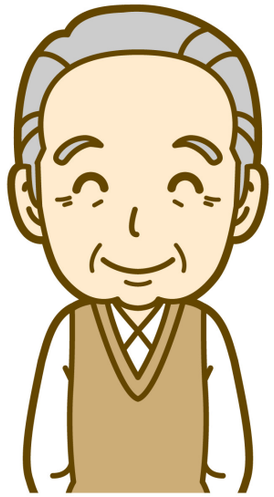

受託者

財産を託される人

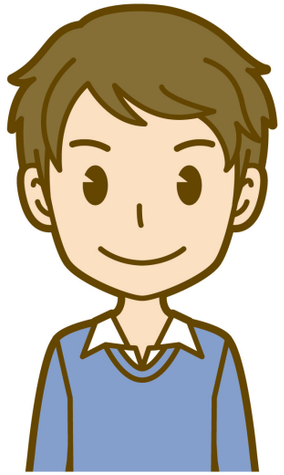

受益者

利益を受けとる人

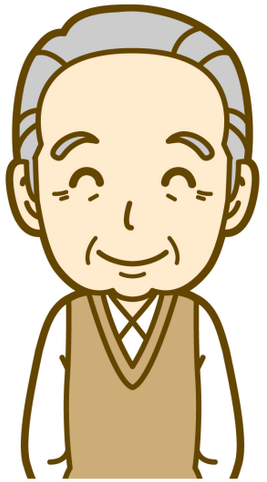

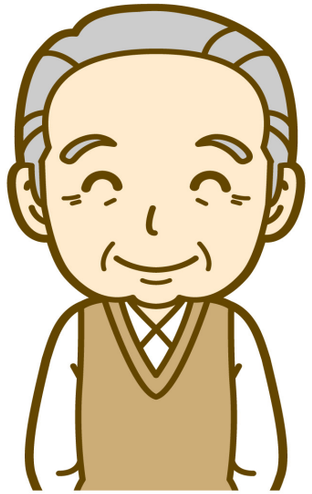

委託者
兼
受益者

信託契約

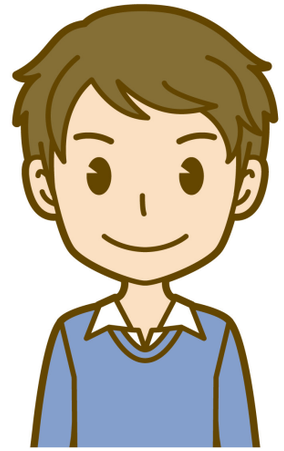

受託者

→信託契約をこのように締結します。

Solution

家族信託の仕組み

【ポイント】

①信託すると法律上財産は譲渡され名義が変わる。

②名義が変わっても贈与とは異なり贈与税は生じない（相税9条の2）。

③成年後見制度のように裁判所の管理下に置かれない。

④収益（不動産収入等）は父の所得のまま（所税13条）。

⑤原則的に全ての財産が信託可能（上場株式、農地等一部例外あり）

⑥信託契約は判断能力があるうちに締結する。

受託者にどのように財産を管理してもらうかは

【信託契約書】に記載をする。

信託契約書

〇〇〇〇（以下、「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下、「受託者」という。）は、次条記載の信託の目的達成のために、第2条記載の財産を信託財産として管理、運用及び処分することを信託し、受託者はこれを引き受けた。

第1条(本信託の目的)

本信託は、本信託における信託財産（以下、「本信託財産」という。）を管理、運用及び処分しその他本信託の目的達成のために必要な行為をして、受益者に対し、健康で文化的な生活を行うのに必要な財産的給付を行い、その生活を支援し、かつ円滑な財産の承継をすることを目的とする。

第2条（信託財産）

本契約により委託者から受託者に信託される財産は、次のとおりである。

（1）別紙「物件目録」の（1）乃至（3）の土地及び建物

（2）現金　　金〇〇万円

・

・

・

①信託契約時

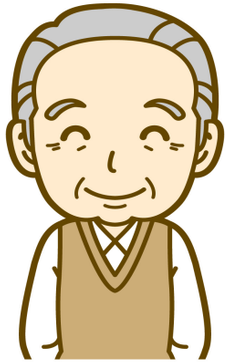

委託者

信託契約

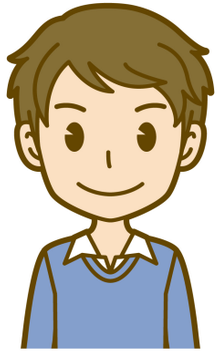

受託者

②信託期間中

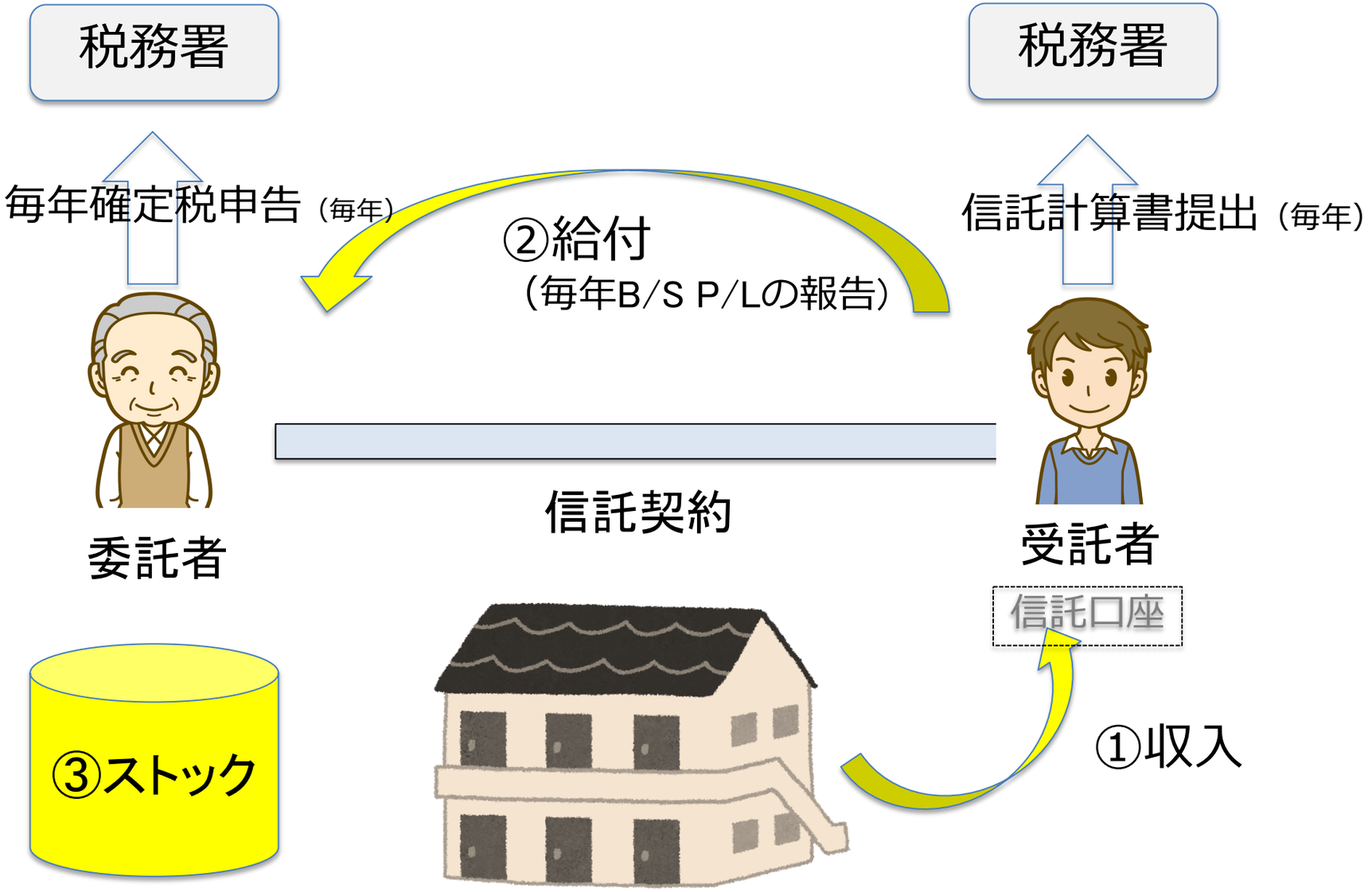
税務署
税務署
毎年確定税申告（毎年）
信託計算書提出（毎年）
②給付
（毎年B/S P/Lの報告）
信託契約
委託者
受託者
信託口座
③ストック
①収入

信　託　の　計　算　書

（自　　年　月　日至　　年　月　日）

信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
元本たる信託財産の受益者等	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
委託者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
受託者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	
	計算書の作成年月日	年　月　日	番号

○「番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

信託の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	受益者等の異動	原因
信託の目的			時期

受益者等に交付した利益の内容	種類		受託者の受けるべき報酬の額等	報酬の額又はその計算方法
	数量			支払義務者
	時期			支払時期
	損益分配割合			補てん又は補足の割合

収　益　及　び　費　用　の　明　細

収益の内訳	収益の額（千円）	費用の内訳	費用の額（千円）
収益		費用	
合計		合計	

資　産　及　び　負　債　の　明　細

資産及び負債の内訳	資産の額及び負債の額（千円）	所在地	数量	備考
資産				
合計		（摘要）		
負債				
合計				
資産の合計－負債の合計				

整理欄	①	②

357

自 平成　年　月　日
至 平成　年　月　日

信託の計算書合計表

税務署受付印

処理事項	通信日付印	検収	整理簿登載	身元確認
	※ ・ ・	※	※	※

○ 平成28年1月1日以後提出用

平成　年　月　日提出

税務署長 殿

提出者		
	住所（居所）又は所在地	電話（　－　－　）
	個人番号又は法人番号(注)	1個人番号の記載に当たっては、左端を空白にし、ここから記載してください。
	フリガナ 氏名又は名称	
	フリガナ 代表者氏名印	㊞

整理番号				
調書の提出区分（新規=1、追加=2、訂正=3、無効=4）		提出媒体		本店一括 有・無
作成担当者				
作成税理士署名押印	税理士番号（　） ㊞ 電話（　－　－　）			

信託財産の種類	件数	収益の額	費用の額	資産の額	負債の額
金銭	件	円	円	円	円
有価証券					
不動産					
その他					
計					

（摘要）

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。（電子＝14、FD＝15、MO＝16、CD＝17、DVD＝18、書面＝30、その他＝99）

（注） 平成27年12月31日以前に開始する事業年度に係る合計表を作成する場合（信託会社以外の受託者にあっては、平成28年12月31日以前にこの合計表を提出する場合）には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

（用紙　日本工業規格　A４）

5 / 7

③信託終了（受益者死亡）

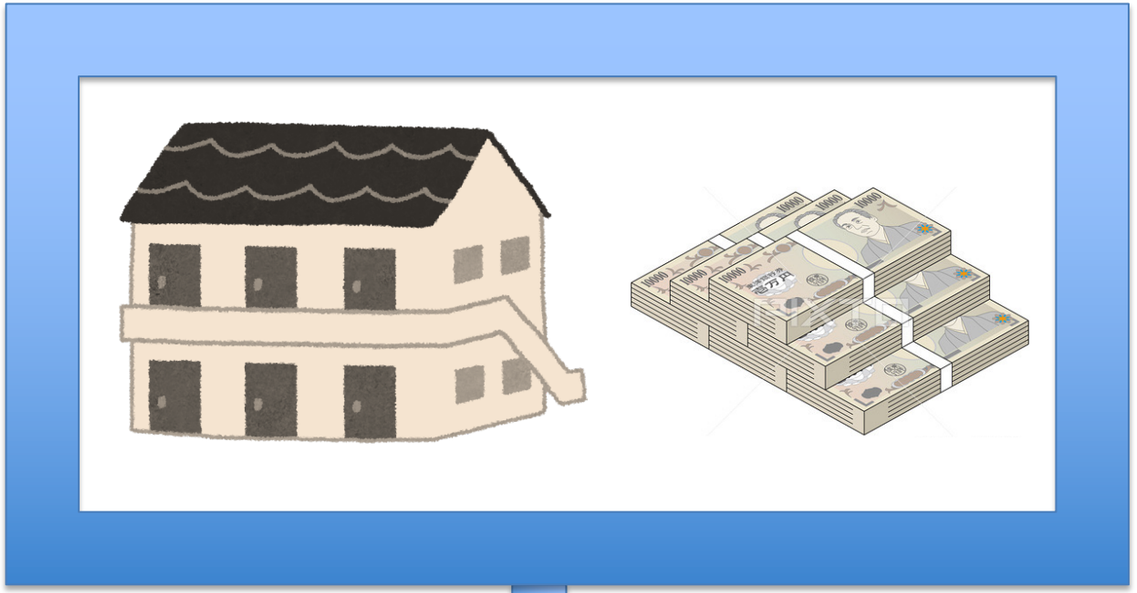

受益権として（or残余財産として）
引継ぐ（相続税課税！）

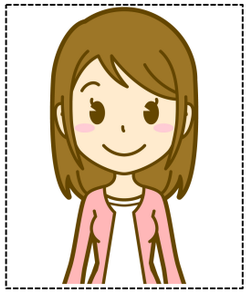

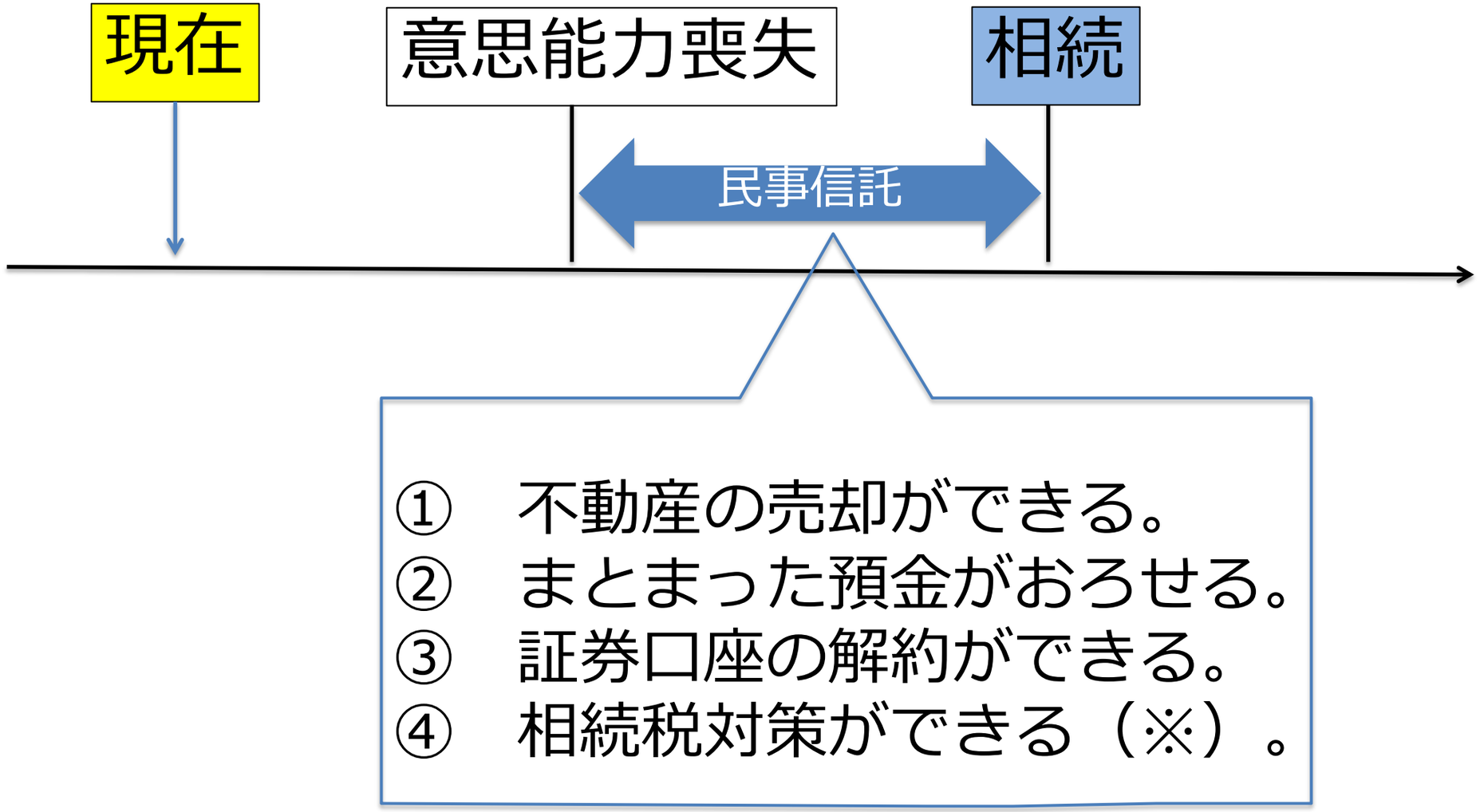
現在
意思能力喪失
相続
民事信託
①　不動産の売却ができる。
②　まとまった預金がおろせる。
③　証券口座の解約ができる。
④　相続税対策ができる（※）。

★委託者が亡くなっても終了させずに受益権を代々引き継ぐこともできます。＝ これを「後継遺贈型信託」といいます。

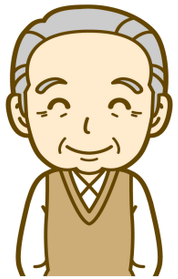

受益権

委託者

（第一受益者）

信託契約を結ぶ

受託者

子

受益権

（第二受益者）

孫

受益権

（第三受益者）

信託は「信託契約開始から３０年経過以降に新たに受益権を取得した人がなくなるまで」続けることができます。

後継遺贈型信託

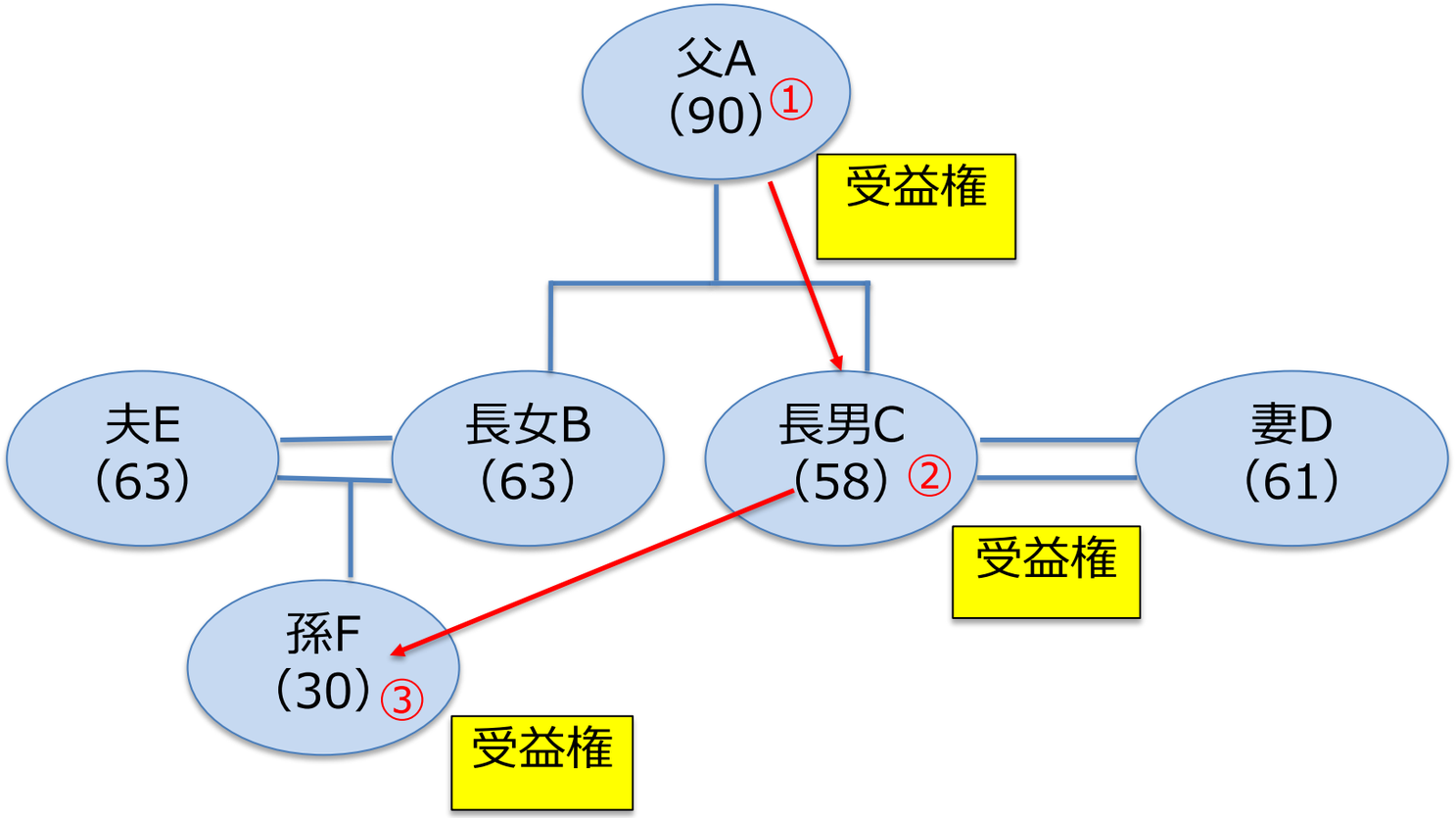

→長男に子供がいないケース。法人の持分や不動産などを自身の血族に承継させる場合に用いる。

平成30年9月12日東京地裁
家族信託の一部無効判決

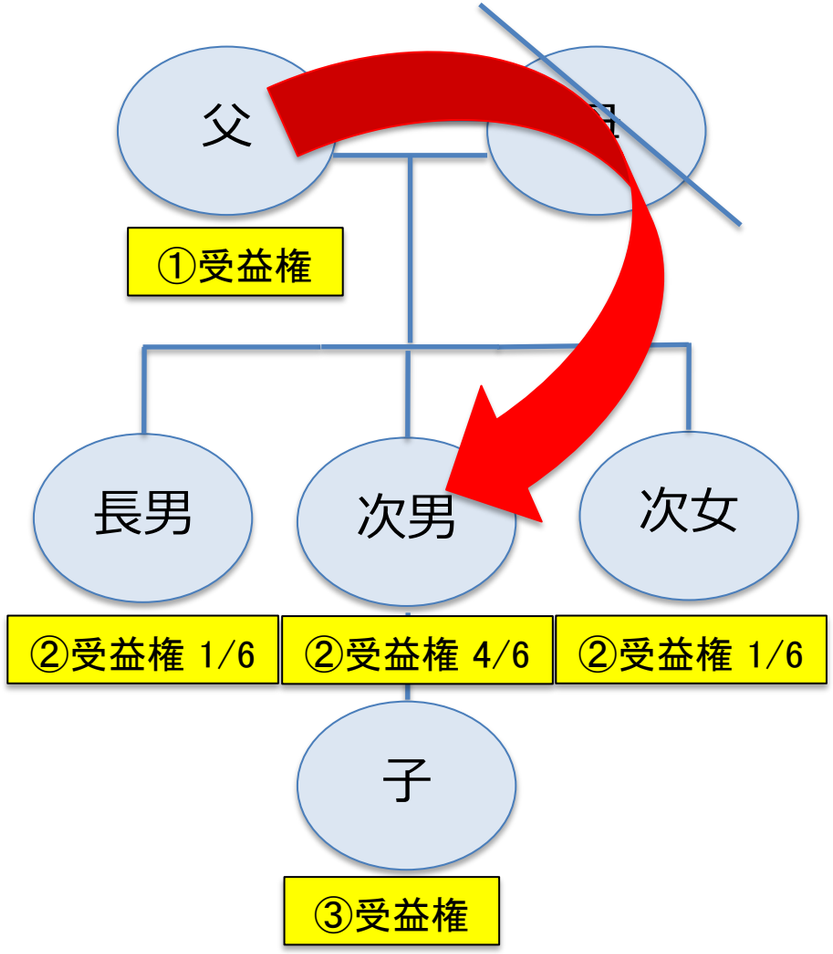

自宅約450坪
約6．5億円

無効に！！

収益物件
約1．5億円

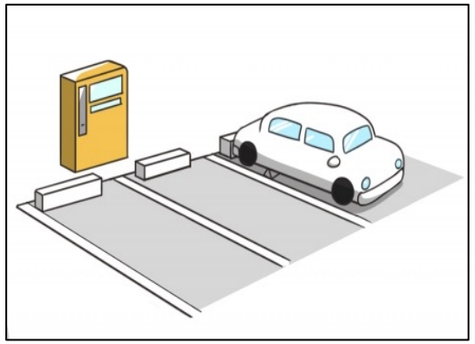

売却土地
約2．5億円

有効に！！

父が亡くなる数週間前に上記のとおりの
後継遺贈型信託組成

後　半

■ プロダクトライフサイクル理論の概要

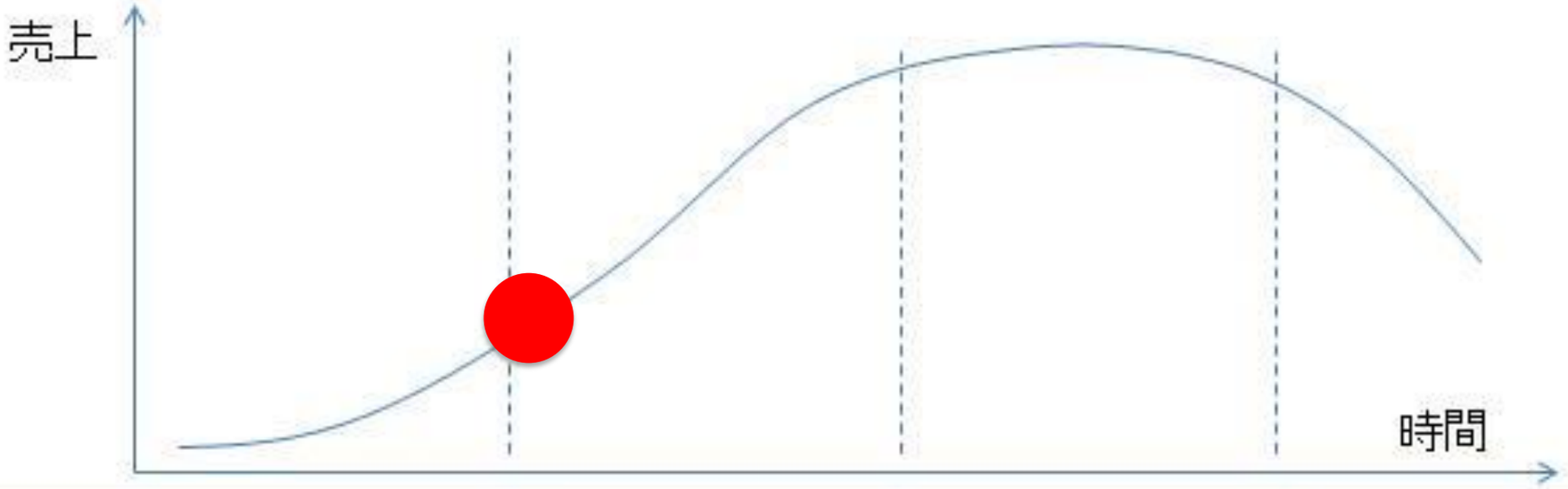

ステージ	導入期	成長期	成熟期	衰退期
売上	低水準	急成長	維持・ピーク	低下
資金需要	高水準	高水準（比率は低下）	低下	低下
競合	ほとんどなし	増加	安定・減少	減少
顧客	先駆者	初期採用者	マス・市場全体	遅滞者

【家族信託の実践事例】

①城南エリアの地主の事例
②不動産活用×家族信託
③有担保融資×家族信託
④組織再編スキーム×家族信託
⑤株式集約×家族信託
⑥コロナ時代の家族信託
⑦暦年贈与×生命保険活用

①城南エリアの地主の事例

法人
事業承継対策

個人
相続・認知症対策

認知症

相続

資産凍結

相続発生

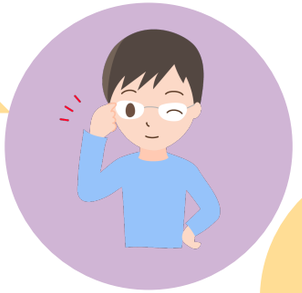

対策のフレームワークは

①節税対策

②納税資金対策

③争続対策

④認知症対策

２つの重要な問い

①家族信託をした理由は？
顧客における○○意識

②家族信託コンサルのミッションとは？
○○の提供である

②信託後の不動産活用事例

信託後に銀行が融資をする場合

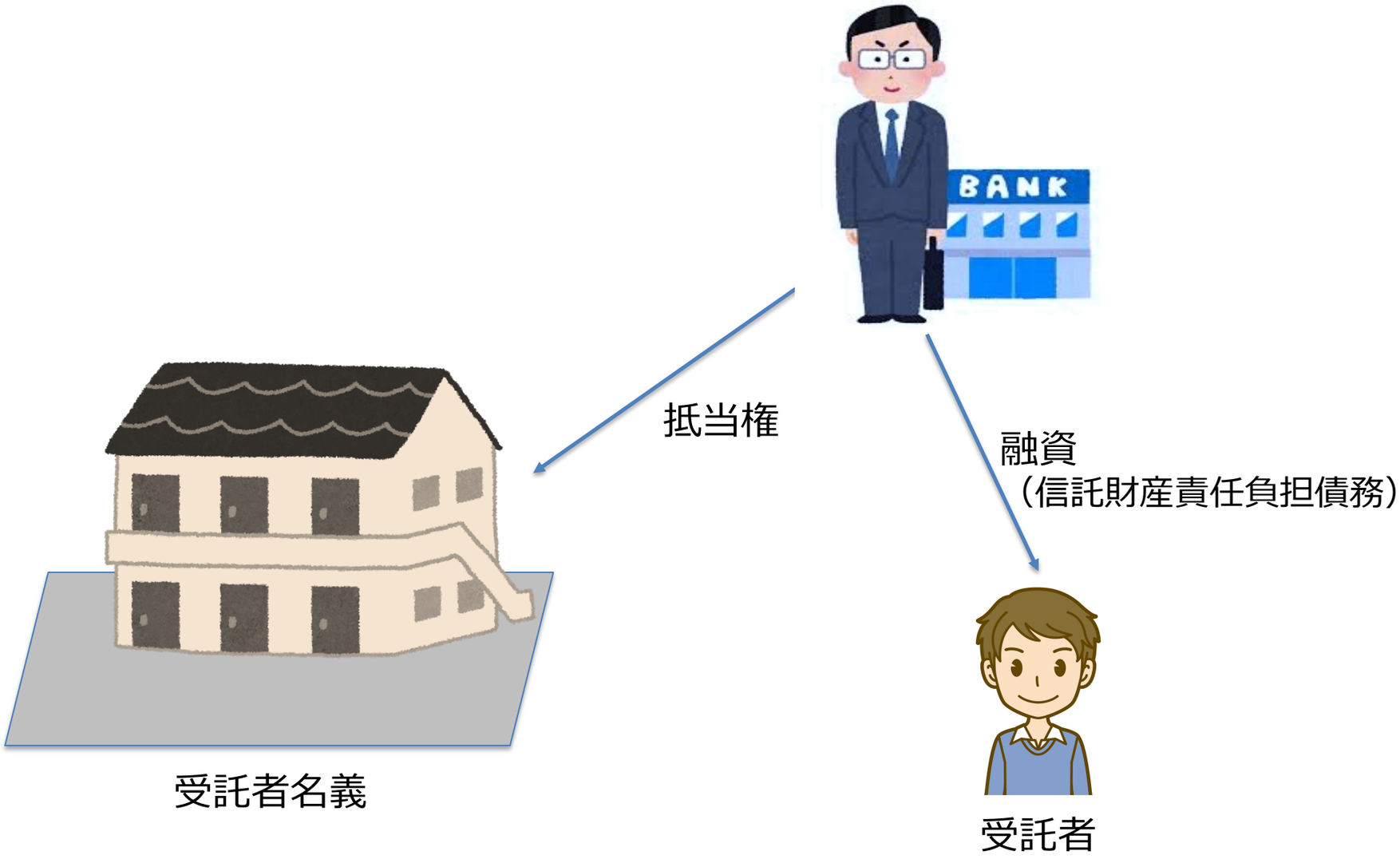

→この受託者の借入れは、税務上委託者の債務として計上できる

相続税計算(受益者死亡時)

遺産－負債＝正味財産

信託内債務はここに計上

課税される！

信託された土地、信託後に建てた建物等
信託財産は全てここに計上

相続税法
（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）
第九条の二
２　受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至つた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
６　第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。

第4　相続税及び贈与税に関する取扱い

一　相続税法関係

(共通)

4−1　個人（相続税法（昭和25年法律第73号）第66条（(人格のない社団又は財団等に対する課税)）の規定により個人とみなされる人格のない社団等を含む。以下同じ。）が相続、遺贈（死因贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）により信託受益権を取得した場合（相続税法の規定により遺贈又は贈与により取得したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）には、当該個人が当該信託受益権の取得をした時において、当該信託受益権の目的となっている信託財産の各構成物を取得したものとして相続税又は贈与税の課税価格等の計算をする。

この場合において、取得した信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、当該個人は、当該信託受益権の目的となっている信託財産の各構成物につき当該信託受益権の割合に相当する部分の取得をしたものとする。

(信託財産に帰属する債務がある場合)

4−2　信託受益権を相続税法第13条第1項（(債務控除)）に規定する相続又は遺贈により取得した場合において、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務があるときは、当該債務は、当該信託受益権を取得した者の相続税の課税価格の計算上、同項第1号又は第2項に掲げる債務に該当するものとして同法第13条及び第14条（(控除すべき債務)）の規定を適用するのであるが、この場合における相続税の課税価格の計算上控除すべき債務の範囲については、次の諸点に留意する。

(1)　信託財産に帰属する債務とは、その信託財産の取得、管理、運用又は処分に関して受託者が負担した債務（公租公課を含む。）及び受益者が支払うべき信託報酬（同法第13条第2項に該当する者が信託受益権を取得した場合にあっては、同項第1号から第3号までに掲げるものに限る。）をいうこと。

(2)　信託財産に帰属する債務が同法第14条第1項の「確実と認められるもの」であるかどうかは、その信託受益権を相続又は遺贈により取得した時の現況によって判定すること。

(3)　取得した信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、控除すべき債務は、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務のうち当該信託受益権の割合に相当する部分に限られること。

4−3　信託受益権を贈与により取得した場合において、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務があるときは、その者が、その債務（当該信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、その債務のうち当該信託受益権の割合に相当する部分）の額に相当する対価の額によって当該信託財産の各構成物（当該信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、当該各構成物につき当該信託受益権の割合に相当する部分）を取得したものとして、相続税法第7条（(贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)）の規定を適用する。

(注)　債務を含む信託財産の信託受益権を贈与した者に対する所得税法の規定の適用については、2−30参照。

課審1－16
課個2－17
課資1－17
課法2－9
課消1－20
徴管5－7
平成19年6月22日

国税局長　殿
沖縄国税事務所長　殿

国税庁長官

「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」及び「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」の廃止について（法令解釈通達）

昭和61年7月9日付直審5－6ほか4課共同「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」（法令解釈通達）及び平成10年3月13日付課審5－1ほか5課共同「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」（法令解釈通達）を、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日をもって廃止する。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）の附則の規定により、旧制度が適用されるものについては、なお従前の例による。

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第82号）等及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第12号）等により、信託法の制定に伴う信託税制が整備されたため、既往の通達を廃止するものである。

H.18信託法改正時の財務省主税局資料

相続税法等の改正

目　次

はじめに
一　信託法の改正に伴う相続税・贈与税の改正
Ⅰ　信託法の改正
1　信託法の改正の経緯等 …… 170
2　新信託法の骨子 …… 170
3　信託法の改正に伴う信託税制の整備 …… 171
Ⅱ　相続税法の改正
1　改正前の制度の概要 …… 171
2　改正後の相続税・贈与税における信託課税の原則 …… 175
3　改正後の相続税・贈与税における信託課税の特例 …… 177
4　贈与税の配偶者控除の整備 …… 183
5　同族会社等の行為又は計算の否認等の改正 …… 184
6　調書の提出義務の拡充等 …… 185
7　適用関係 …… 186
二　その他の相続税・贈与税の改正
Ⅰ　相続税の課税対象となる生命保険金等の範囲等の見直し …… 188
Ⅱ　相続税の配偶者に対する税額軽減措置の見直し …… 190
三　地価税の整備
Ⅰ　信託財産に属する土地の課税の整備 …… 192
Ⅱ　信託法の制定に伴う同族会社等の行為又は計算の否認等の改正 …… 193
四　登録免許税の改正
Ⅰ　信託財産の登記等の非課税 …… 194
Ⅱ　担保権の信託の登記等に係る登録免許税の整備 …… 195
Ⅲ　限定責任信託の登記に対する課税 …… 196
Ⅳ　合併対価の柔軟化に対応する規定の整備 …… 197

はじめに

現在、我が国は、先進国中最悪の危機的財政状況の下、少子・高齢化、グローバル化といった大きな構造変化に直面しています。この中で、政府は将来にわたり公正な社会を維持し、持続的な経済社会の活性化を実現するため、広範な分野の構造改革に取り組んでいます。税制についても、新たな社会に相応しい姿に再構築するため、「あるべき税制」の具体化に向けた取組みを進めています。

平成19年度の税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、我が国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業や国民生活等に配慮した措置を講ずることとしています。

具体的には、経済がグローバル化する中で、イノベーションを加速させ、国際競争力を強化することが求められています。企業が国を選ぶ時代になっており、日本という国家が生産活動や事業活動の魅力的な拠点として選ばれるようにするためには、税制においても国際的なイコールフッティングを確保することが重要となってきています。こうした観点から、減価償却制度について、償却可能限度額及び残存価額を撤廃するなど、国際的に遜色のない制度とすることとしています。

また、同族会社の留保金課税制度に関し、中小企業については、その資本蓄積を円滑化するため同制度の適用対象から除外する措置を講ずることとしております。

(6) 信託に関する権利と信託財産との関係の明確化

信託に関する権利又は利益を贈与又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、その信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託に係る信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされ、相続税法の規定が適用される旨の規定が新設されました。従来は、一定の土地信託について同様の取扱いとされていましたが、今回のこの規定の新設により、この取扱いが土地以外の資産にも拡充されることとなり、信託に関する権利又は利益と信託財産との関係の明確化が図られました（新相法9の2⑥）。

なお、法人税法に規定する集団投資信託、法人課税信託及び退職年金等信託については、受益者等が信託財産を所有しているとは言えないことから、上記の規定の対象外とされています（新相法9の6⑥）。

得した受益権の価額が100となるかが問題となります（受益者Cについても同様です。）。

相続税では受益者Bが相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者Bが財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。

そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者B、Cが取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることから本特例が措置されました。

これにより、上記の例で言えば、委託者Aから受益者Bに50、受益者Cに30、受益者Dに20の受益権をそれぞれ取得したものとして相続税が課されるのではなく、受益者Bが100、受益者Cが50、受益者Dが20の受益権を取得したものとして課税されることとなります。

（注） 受益者連続型信託とは、次の信託をいいます（新相法9の3①、新相令1の8）

③有担保融資×家族信託

長男に以下の権限を付与
①土地を担保に入れて銀行から融資を受けること
②必要であれば建物の取壊し・新築建物の建築

④２３区内の資産家の事例

・社長は現在６３歳　元々は先代～町工場を経営していた

・保有財産は２０数億円
　個人所有のマンション２箇所
　現預金　３億円
　会社所有のアパート２棟、土地１箇所（賃貸中）
　会社所有の太陽光

・きっかけは、メガバンクから
「遺言信託」の提案を受けたこと

・顧問税理士より当社に相談が入る

・訪問し家族信託の説明

・社長の考え方を徹底的に傾聴

・最高のリスクテイクをし
　最高のリスクマネジメントをすることが　社長の経営信条

・相続/事業承継の対策は
　①相続税対策　②納税資金対策　③争続対策　④認知症対策

・認知症は大きな経営リスクであることを理解

・初回訪問時　　停止条件付信託を提案
　２回目訪問時　一般社団×後継遺贈型受益者連続信託を提案

・経済と感情（想い）は繋がっている　→ 家訓を残すこと提案

後継遺贈型信託

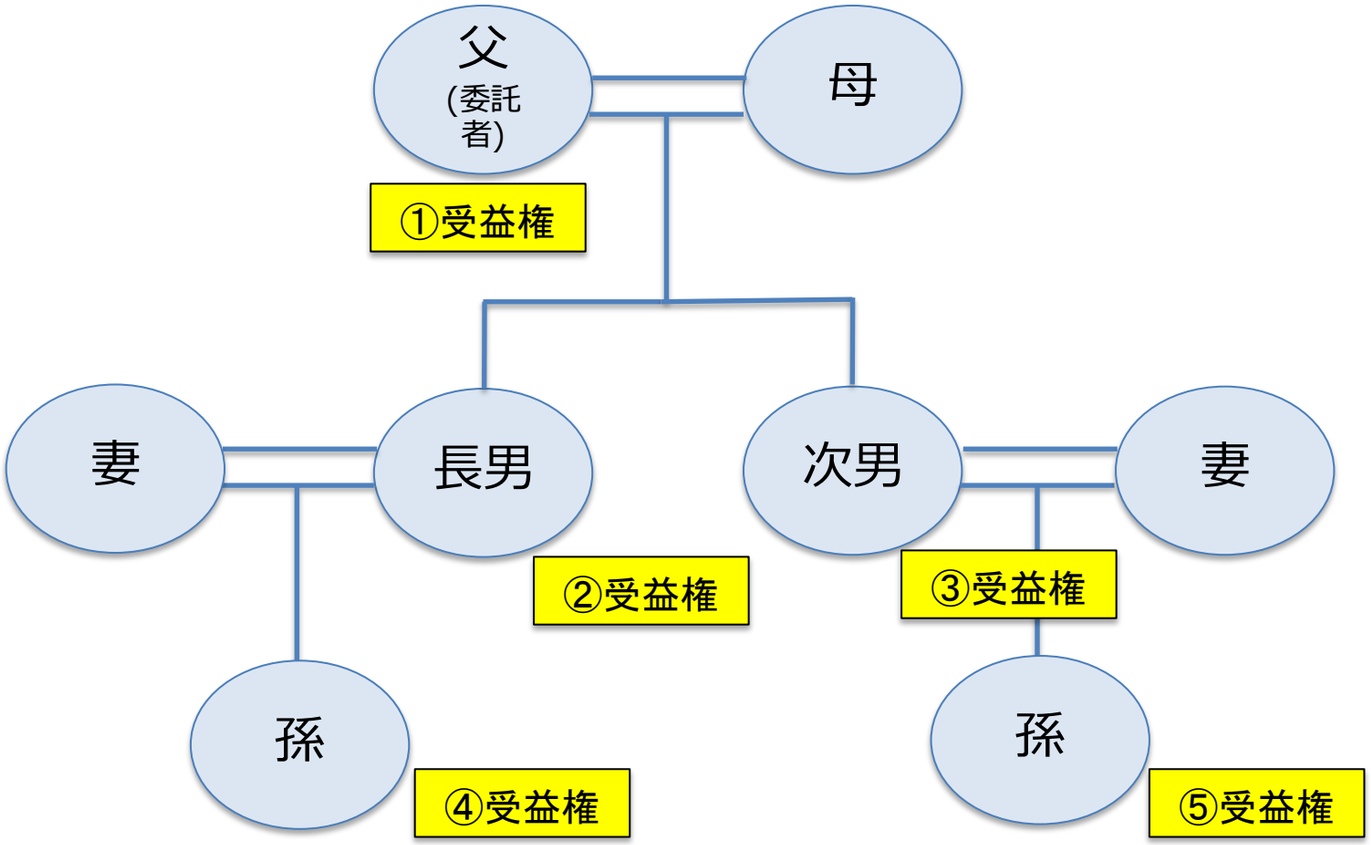

★相続税はどうなるか？

相続税は、相続税法９条の２第２項６項の規定で対応する。つまり、受益権が承継されるごとに、相続（遺贈）があったものとして課税処理をする（法律上相続の対象となっているか否かは問わない）。

相続税法９条の２第２項
受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合・・・には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至つた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
６　第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（・・・）の規定を適用する。

★受益者連続型信託において遺留分の取り扱いはどうなるか？

・遺留分について
受益者連続型信託においても遺留分は生じる（通説）。

・遺留分を認めた判決について
平成30年9月12日東京地裁判決では、受益者連続型信託において遺留分が生じることを大前提としつつ、その遺留分制度を潜脱しようとした行為について無効の判断が下された。

・２回目以降の受益権承継の場面では遺留分が消える。
１世代→２世代→３世代と連続的に受益権を承継させていく受益者連続型の場合、２回目以降の受益権の承継の場面では遺留分が事実上消滅する。

★（委託者の死亡時）においては遺留分が生じるものの、第二受益者以降の相続の場面では、信託財産について遺留分は生じないとされる。

→このケースでは、

A → C
　→ F （将来の受益権）

　委託者であるA死亡時に、AからC,Fに承継されたと捉える。よって、CからFに受益権が移る場合は遺留分の問題は生じない。

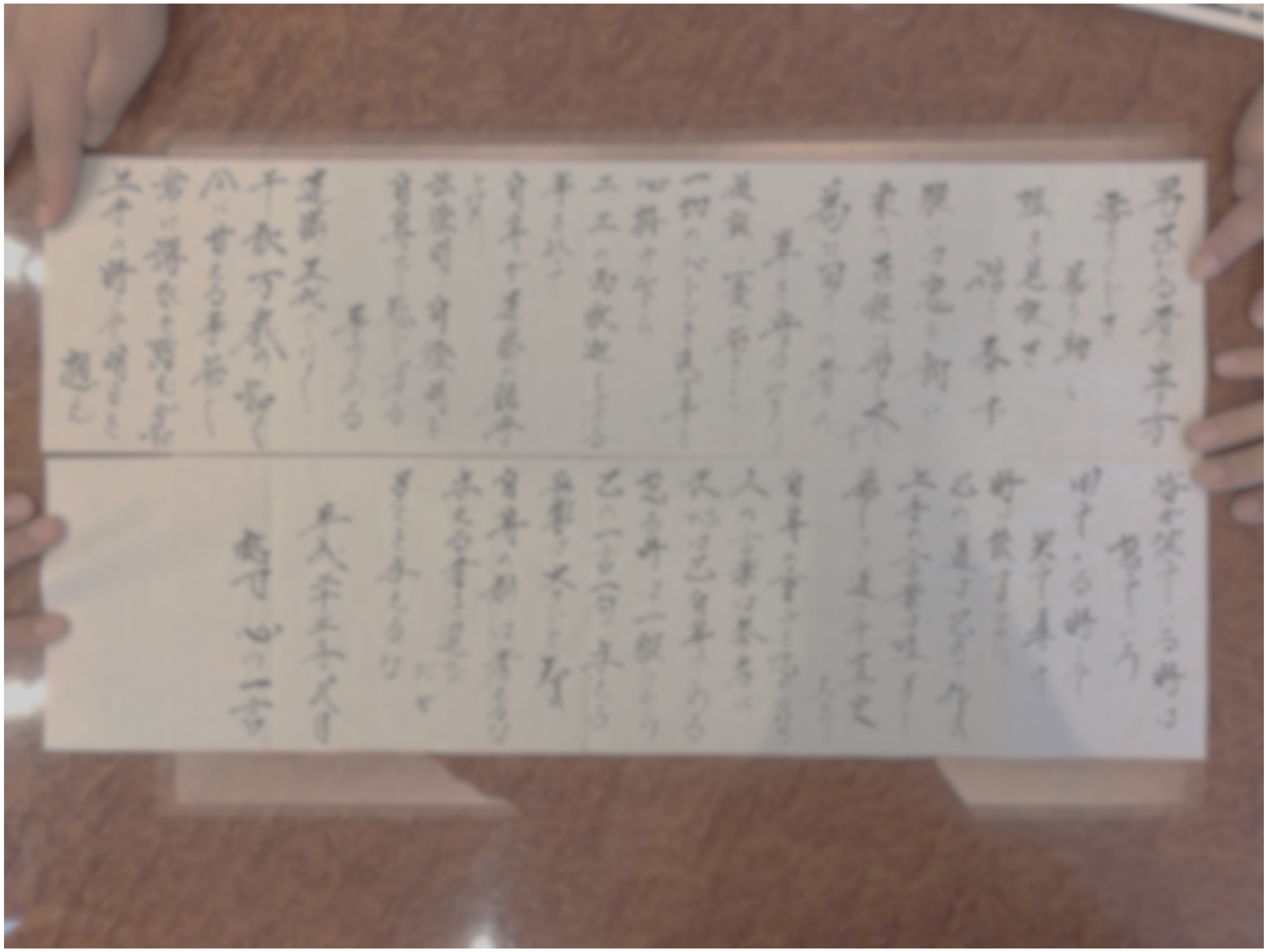

家訓

⑤株式集約×家族信託

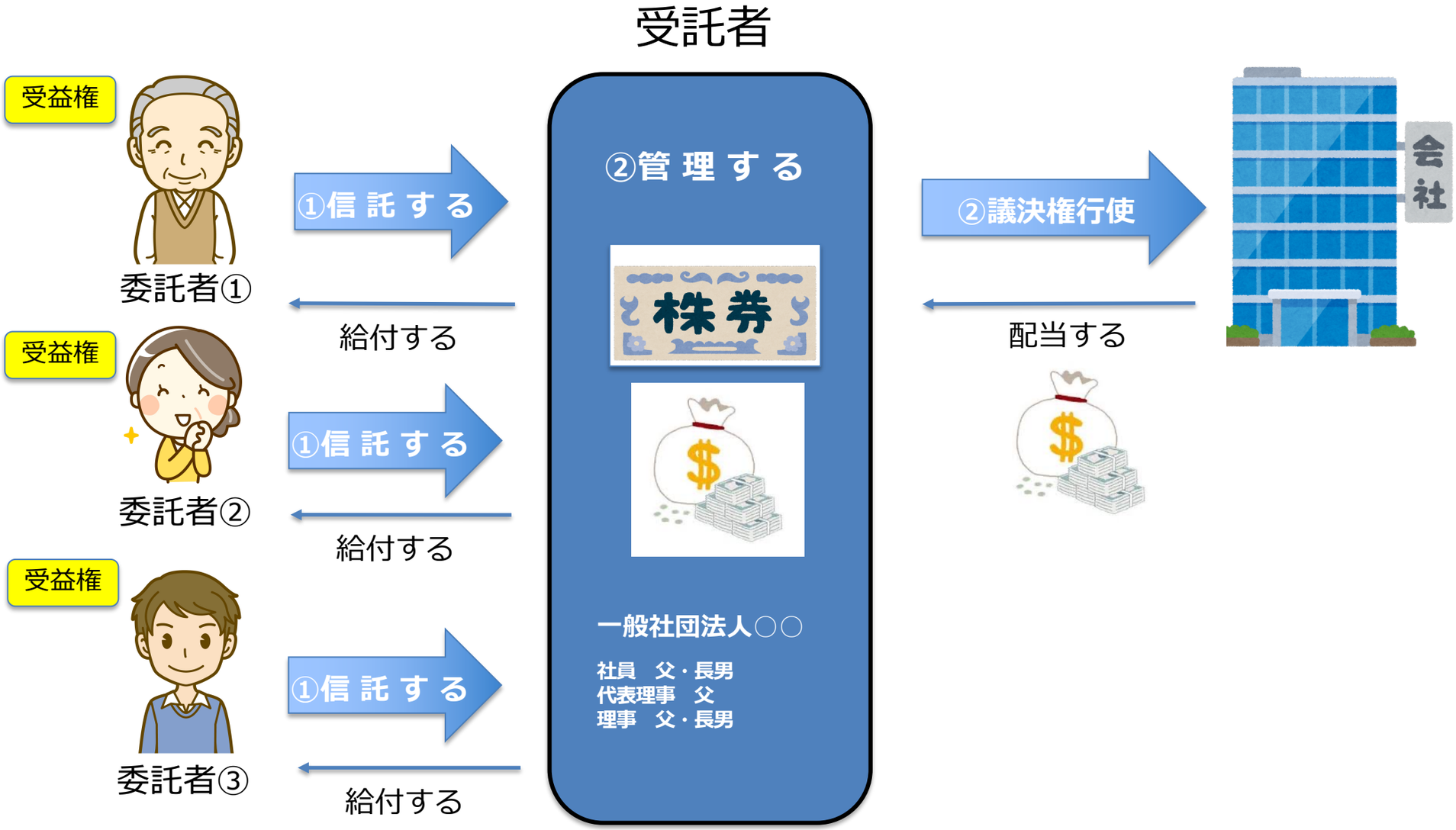
受託者
受益権
委託者①
①信 託 す る
給付する
受益権
委託者②
①信 託 す る
給付する
受益権
委託者③
①信 託 す る
給付する
②管 理 す る
株券
一般社団法人○○
社員　父・長男
代表理事　父
理事　父・長男
②議決権行使
配当する
会社

⑥コロナ時代の家族信託（逆信託）

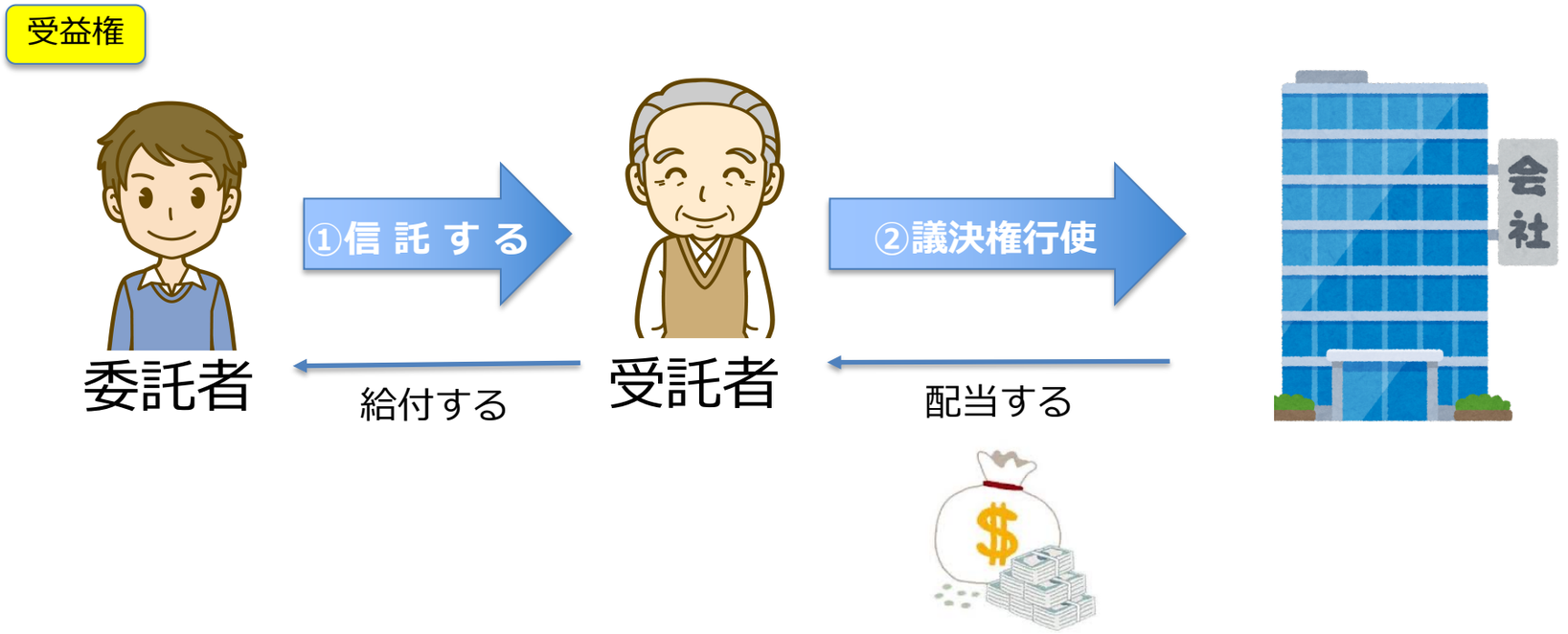

①自社株式の株価が下がったタイミングで後継者に譲渡。
（贈与税課税）
②長男→父に自社株式を信託。
③父が引き続き議決権を行使。(一般社団法人の活用も可)
④父の死亡または判断能力低下のタイミングで信託終了。

⑦組織再編スキーム×家族信託

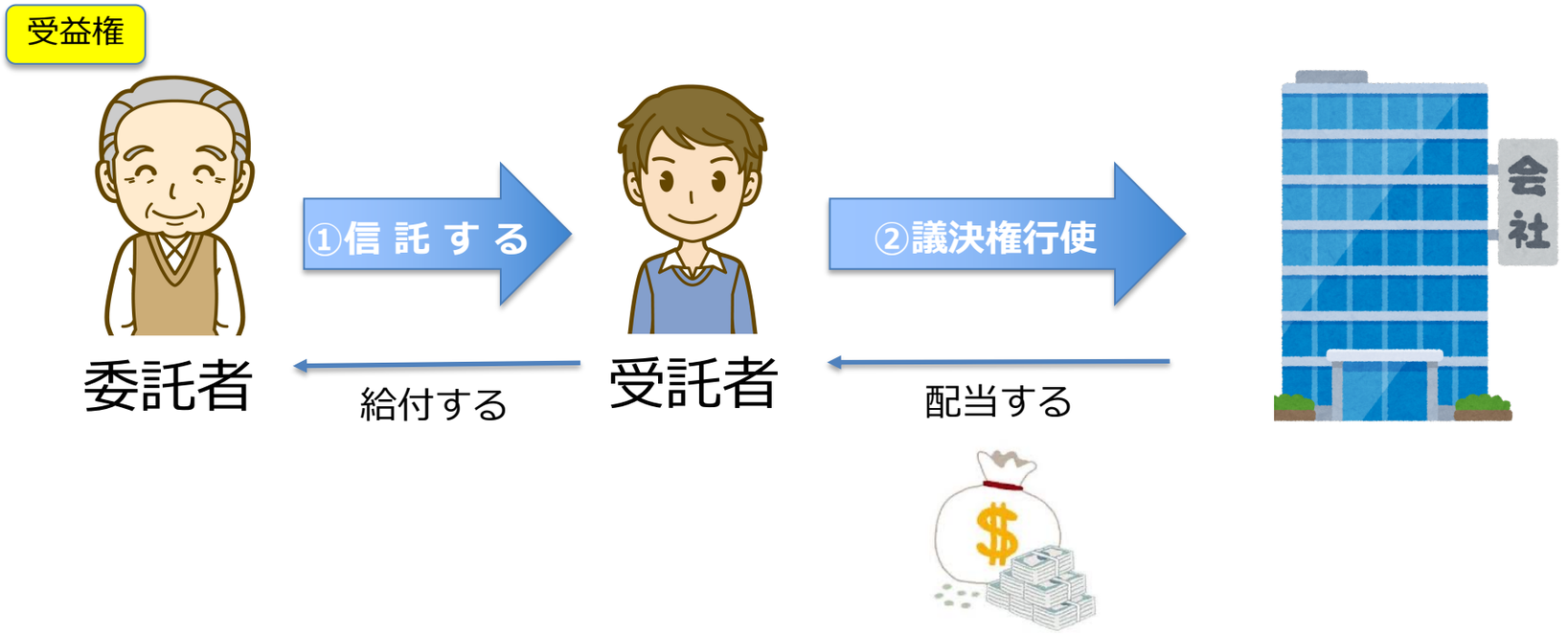

①自社株式を長男に信託
②長男が株式の議決権を行使。
③配当がでる場合は、長男が受け取り信託口座で管理。
④父に給付、または父の介護費用等に使う。

事業承継・相続の対策についてのご提案

株式会社トリニティ総研
代表取締役　磨 和寛（司法書士）

本提案書は、今までに頂いた資料、前回までのお打ち合わせでのご意向等をもとに19/12/25時点で作成したものであり本提案によって、提案者が責任を負うものではなく、最終的な対策の決定・判断はご自身にてして頂くこととなりますので予めご了承ください。

ー全体像ー

	内　容
目指す姿 To be	後継者である◯様が円滑に会社の株式を承継し、会社の経営体制を万全なものとし、各事業の永続的発展を実現すること。
現状 As Is	各社の株式の過半数以上を◯様と◯様が保有しており（A社：◯%、B社：◯%、 C社：◯%）事業承継・相続対策が必要な状況。
課題 Problem	①相続税の額 ②納税資金確保 ③相続トラブル（遺留分請求） ④万が一の意思能力の欠如
解決策 Solution	ステップ（１） 家族信託 ステップ（２） 組織再編 ステップ（３） 株式（受益権）の贈与・相続

ー対策３つのステップー

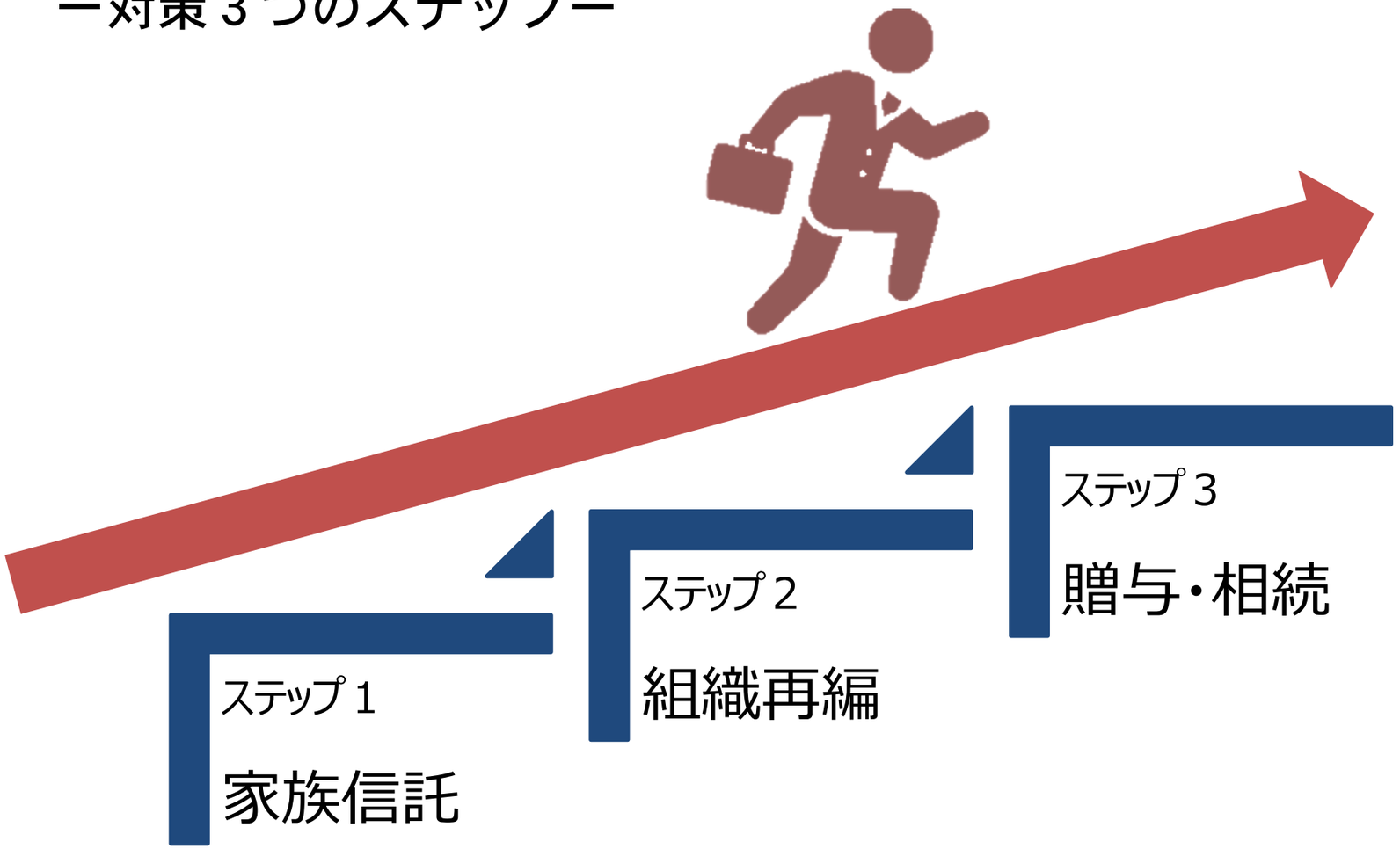

ステップ（１）　家族信託

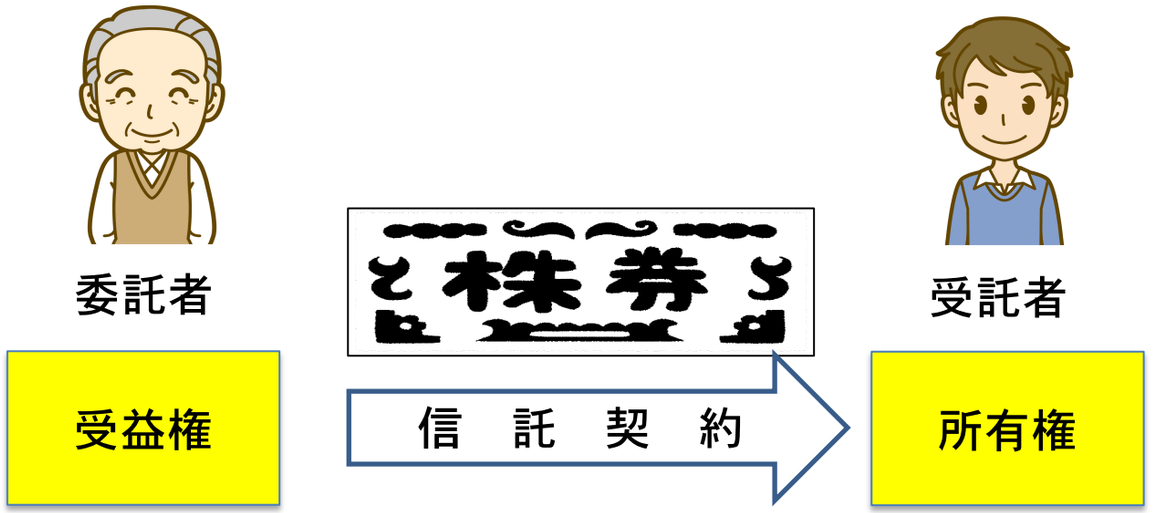

＜ポイント＞
①信託すると財産（株式等）の名義が変わる。
②名義が変わっても贈与とは異なり贈与税は発生しない。
③財産（株式等）の管理・処分権（株式の議決権）は○様に移る。
④信託できる財産は自社株式・金銭・不動産等
⑤信託契約は意思能力があるうちに締結する。

ステップ（１）　家族信託

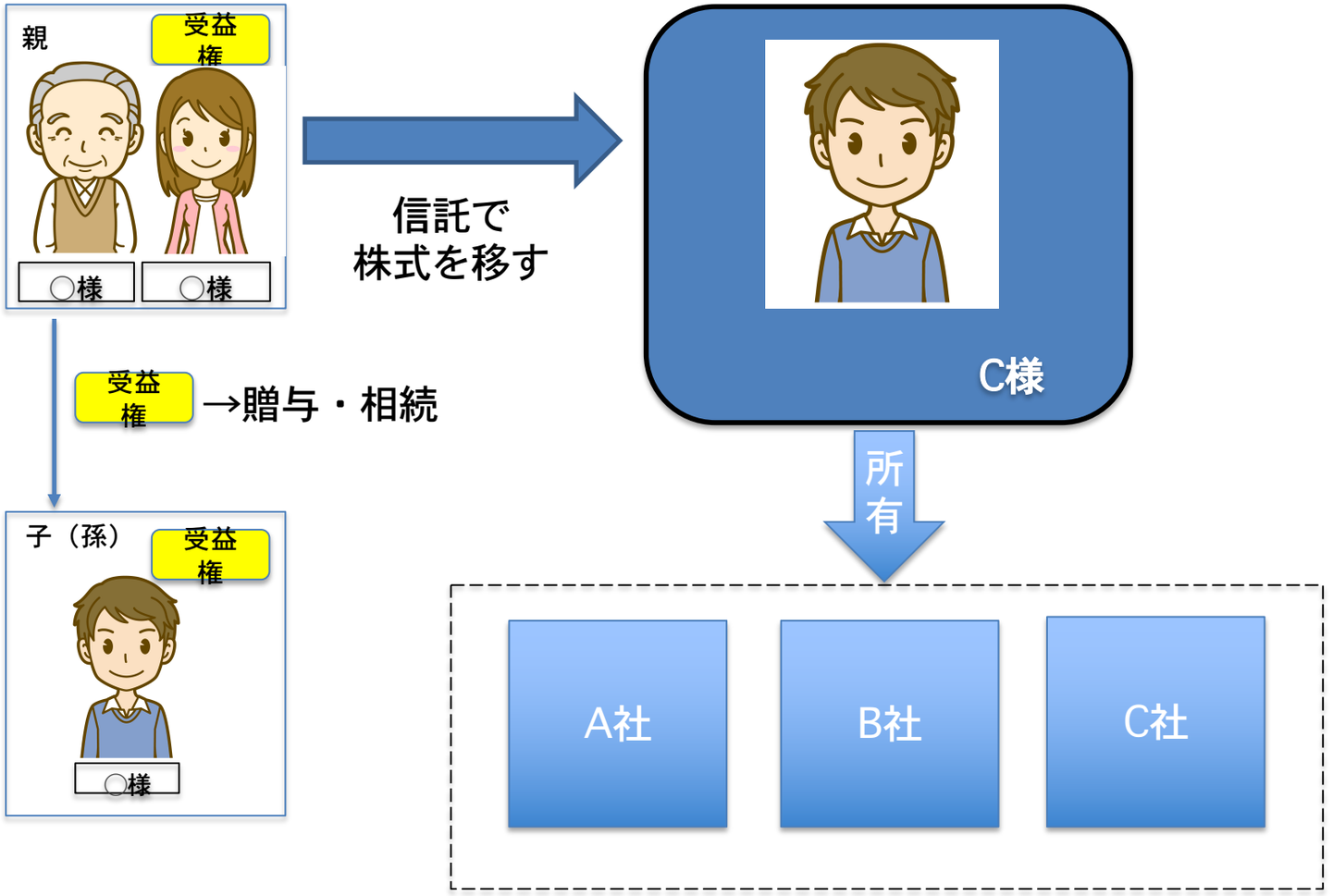

ステップ（２）
組織再編

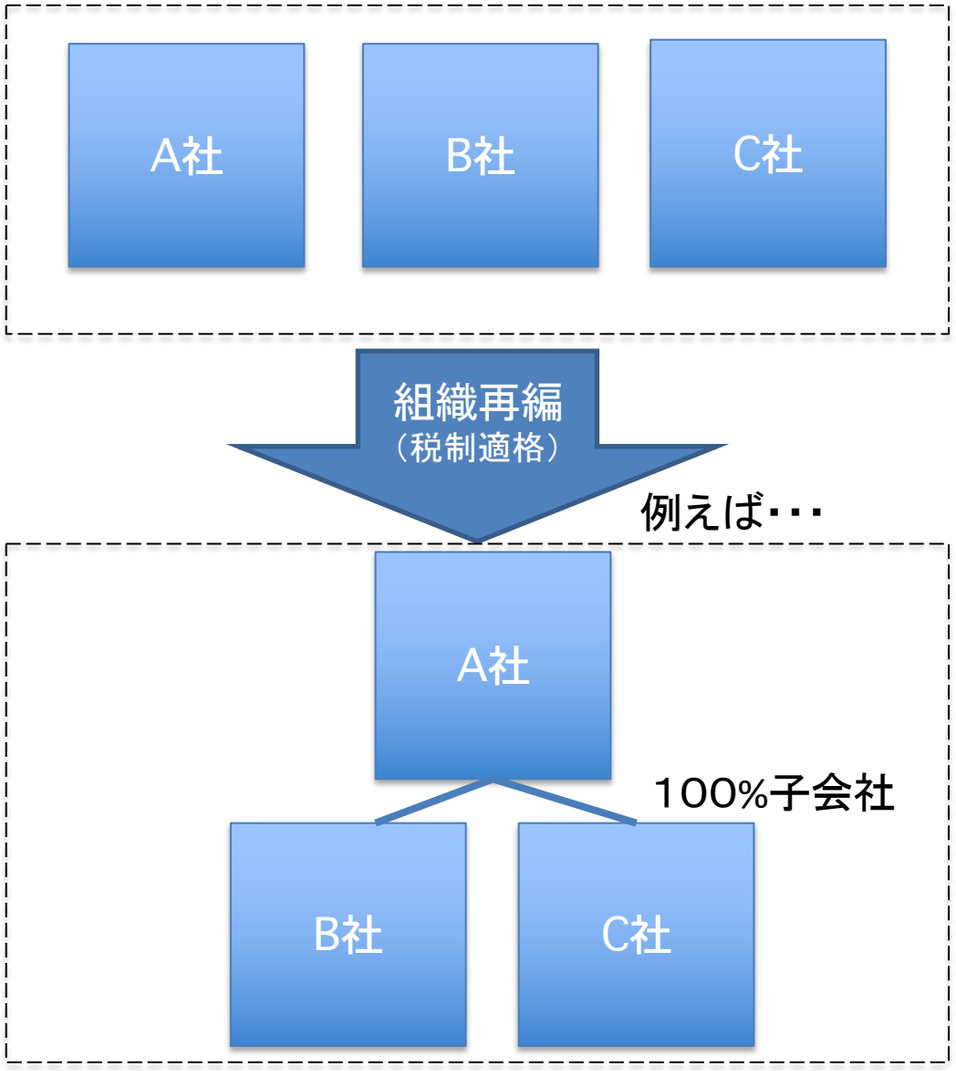

ステップ（３）受益権の贈与・相続

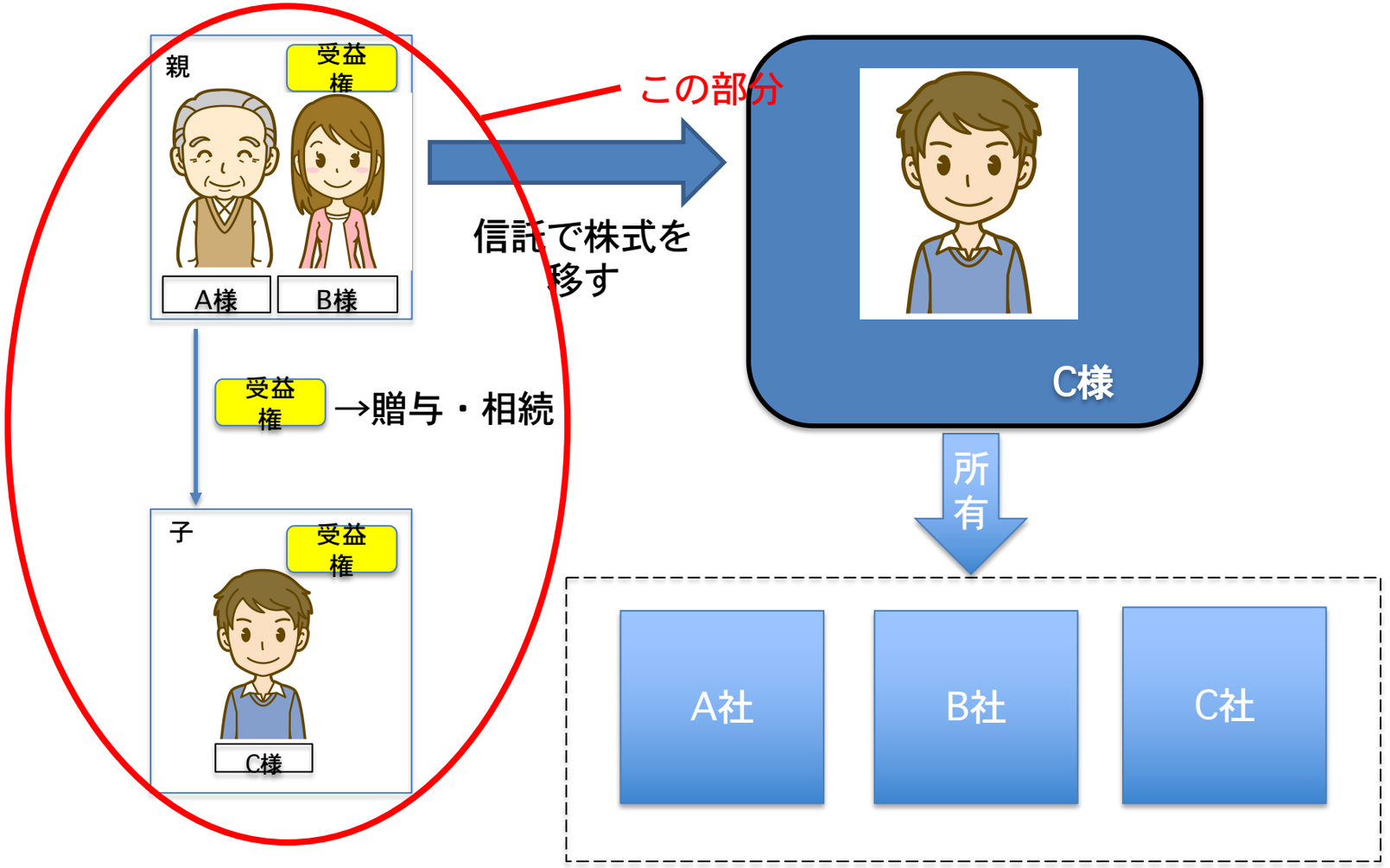

ステップ（３）受益権の贈与・相続

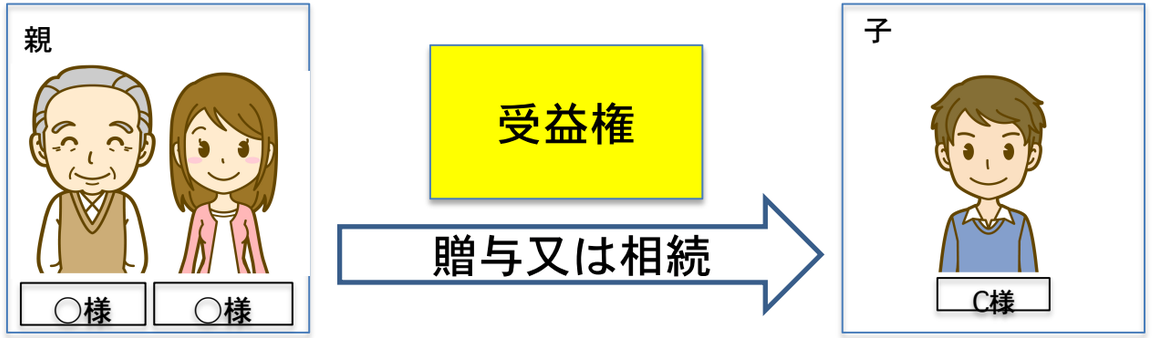

＜コメント＞
①相続時精算課税制度（税率20%）を使い一定期間後に一括贈与する。
②贈与の非課税枠（毎年110万円まで）を使い暦年贈与する。
③一定割合を贈与（贈与税）し、残りを相続（相続税）させる。

状況を勘案しながら税理士と検討・実行。